

重要事項説明書

わおわお蒲田本町保育園

【運営主体】

[名称]
社会福祉法人わおわお福祉会
[代表者]
理事長 大川 榮男
[法人所在地]
〒230-0071 横浜市鶴見区駒岡 4 丁目 21 番 12 号
[本部事務局]
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 46-6
[電話番号・FAX]
TEL 045-511-8032 FAX 045-511-8003
[定款の目的に定めた事業]
保育所の経営・一時預かり事業の経営

【経営理念】

子どもの笑顔で世界をかえる

【保育理念】

「ほめて、みとめて、はげまして」
～やる気を育て自分で考えて行動できる子どもを育てる～

【運営理念】

職種、職位、職責を問わず、高い倫理観と保育指針を根底にもち、わおわおの保育理念を実現するために子ども一人ひとりに愛情をもって保育にあたり、日々自己啓発、研鑽をし続け、互いを高め合う人の組織を基盤とした運営でなければならない。

【運営方針】

保護者、職員、地域に「選ばれる保育園」を目指す
～「子どもの笑顔があふれ、職員にも笑顔があふれている」場所～

【行動規範】

園、本部、職種を問わず全職員が高い倫理観を有し、社会の一員としてルールを守り、園児に対して、保護者に対して、地域社会に対して、胸を張れる行動をとる。

【保育目標-わおわおで育つ子どもたち】

- ☆豊かな人間的ふれあいを通じて“人と人との信頼”の価値と尊さを身につけます。
- ☆子どもの社会性を培い、人間性を育むうえでの“正しい習慣”を身につけます。
- ☆面白いね！ふしぎだね！すごいね！という体験を豊富に積み重ね“創造性の芽生えとやる気”を育てます。
- ☆“もじ・かず・ことばへの興味や関心”を育てます。
- ☆人と人とのつながりを大切に“元気で明るく、笑顔であいさつできる子ども”を育てます。
- ☆やさしい気持ちを養い、忍耐力・正義感・自制心をもつ、豊かな心を育てます。
- ☆命の尊さを知らせ、慈しむ心と感謝の心を育てます。

【施設の概要】

[名称]

わおわお蒲田本町保育園

[所在地]

〒144-0053 東京都大田区蒲田本町 1-1-10

[電話番号・FAX]

TEL 03-6715-8076 FAX 03-6715-8073

[施設長]

田中 麻美

[開設年月日]

令和2年4月1日

[利用定員] 76名

0歳（ひよこ組）－6名 1歳（りす組）－12名 2歳（うさぎ組）－12名
3歳（こあら組）－16名 4歳（ぱんだ組）－16名 5歳（きりん組）－14名

[入所対象児]

生後57日から就学前まで

[保育事業内容]

延長保育事業、産休明け保育事業、障がい児保育

[職員構成]

施設長 1名

主任保育士 1名

保育士 14名（常勤 11名、非常勤 1名）

その他 1名（非常勤）

看護師 1名（常勤） 栄養士 2名（常勤） 調理員 1名（常勤）

調理員 3名（非常勤） 事務員 1名（非常勤）

嘱託医 1名 歯科嘱託医 1名

※利用定員により、国の最低基準以上の職員配置をしております。

※その年度により、職員構成は異なる事もあります。

【職務内容】

施設長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

看護師は、児童の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。

栄養士は給食業務の総括を行う。

調理員は給食業務に従事する。

嘱託医は、当園の児童の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。嘱託歯科医は、当園の児童の歯の健康管理を行うとともに、歯の予防に関する保健指導を行う。

【施設・設備の概要】

敷地面積		418.67 m ²	
園舎	構造	鉄骨造 4 階建	
	延床面積	661.53 m ²	
施設設備の数と面積	乳児室・ほふく室	1 室	20.19 m ²
	1 歳児保育室	1 室	39.92 m ²
	2 歳児保育室	1 室	30.68 m ²
	3 歳児保育室	1 室	32.48 m ²
	4 歳児保育室	1 室	37.48 m ²
	5 歳児保育室	1 室	31.14 m ²
	調理室	1 室	24.86 m ²
	園児用トイレ	3 室	32.55 m ²
	乳児トイレ(沐浴室)	1 室	
	医務室	1 室	5.78 m ²
事務室	1 室	12.7 m ²	
その他		393.75 m ²	
設備の種類		冷暖房、床暖房、エレベーター	
屋外遊戯場		屋上遊戯場	68.21 m ²

【園内配置図】



わおわお蒲田本町保育園のビジョン

『笑顔で幸せいっぱいの子どもになあれ』

～子どもの笑顔は宝物。ありのままの姿を受けとめ、愛情たっぷり育てます。

子どもの未来のために、幸せの土台作りに励みます～

ありのままの姿…楽しい、うれしい、悲しい、悔しい等の沢山の気持ちをそのまま表出する子どもに育てます。

幸せの土台…ありのままを受けとめてもらうことで、『自己肯定感』を育みます。

生きていく上で必要な『基本的信頼関係』を養います。

保育理念を遂行するために、わおわお蒲田本町保育園では、子どもたちの一瞬一瞬をしっかりとキャッチし一人一人に寄り添い、「その子らしく」を大切に、自己肯定感を育み、主体性のある子どもたちに育てていきます。

この地域に根ざし、なくてはならない保育所となれるよう、園長はじめ、職員一同励んでまいります。

1. わおわお蒲田本町保育園の保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

育ててほしい子どもの姿

- 自分の思いを表出できる子
- 好きな事を思い切り楽しめる子
- 色々な事に興味関心が持てる子
- やさしさ、思いやりのある子
- 自分を大切に、友だち、家族も大切に出来る子
- 諦めずに挑戦する子
- 笑顔いっぱいの子
- 自ら挨拶が出来る子
- 感謝の言葉を自然と言葉に出せる子

※全体的な計画は、別紙参照

一日の保育・教育スケジュール

乳児（3歳未満）	時間	幼児（3歳以上）
開園 【短】延長保育（朝） 【標準】通常保育開始	7：30	開園 【短】延長保育（朝） 【標準】通常保育開始
【短】通常保育開始	8：30	【短】通常保育開始
登園完了	9：00	登園完了
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 子どもたちの生活リズムを作るため9：00までの登園にご協力ください。又、コドモンにて欠席・遅刻・お迎え予定時間の連絡も必ず9：00までをお願いします。 </div>		
朝の会・排泄・体操・おやつ（水分補給）	9：20	
あそび(室内外)・散歩	9：30	朝の会・水分補給 体操・あそび(室内外)・散歩
給食(年齢によって前後します)	10：50	
午睡(年齢によって前後します)	12：00	給食
	13：00	午睡(年齢によって前後します)
午睡終了	14：30	午睡終了
おやつ	15：30	おやつ
あそび		あそび
【短】通常保育終了	16：30	帰りの会 【短】通常保育終了
【短】延長保育（夕）開始 あそび		【短】延長保育（夕）開始 あそび
補食 ※延長保育利用者のみ	18：00	補食 ※延長保育利用者のみ
夕食 ※延長保育利用者のみ	18：30	夕食 ※延長保育利用者のみ
【標準】通常保育終了	18：30	【標準】通常保育終了
【標準】延長保育開始 延長保育終了 閉園	20：30	【標準】延長保育開始 延長保育終了 閉園

2. 保育・教育を提供する時間

開所時間

月～土曜日 7:30～20:30（延長保育時間含む）

保育標準時間認定(11時間)に関する保育時間

月～土曜日 7:30～18:30

延長保育時間 夕/18:31～20:30

保育短時間認定(8時間)に関する保育時間

月～土曜日 8:30～16:30

延長保育時間 朝/7:30～8:29

夕/16:31～20:30

補食・夕食 原則19時迄の延長の場合は補食、19時を超えて延長の場合夕食を提供いたします。

※ 慣れ保育について

- 入園当初の保育時間は、お子様に無理のない範囲の保育時間から慣れていただきます。
- 慣れ保育の目安は、下記表をご参照下さい。

あくまでも目安ですので、不都合がある方は、お申し出下さい。

	0～2歳児	3歳児以上
1日目	9:00～11:00	9:00～11:30
2日目	9:00～11:00	9:00～13:30
3日目	9:00～12:00	9:00～16:30
4日目	9:00～15:00	通常保育スタート
5日目	9:00～16:30	
6日目	通常保育スタート	

※ 利用の開始および終了について

当園は、区が行う利用調整により登園の決定・開始します。保育を受ける必要性の高い子どもが優先的に利用できるよう、選考されています。また、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- 園児が満6歳に達したとき
(ただし、園児が満6歳に達した年度の3月末までは保育を提供いたします)
- 児童の保護者が、区が定める入所基準に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

3. 休園日

年末年始（12月29日～1月3日）

日・祝日

4. 利用料金

項目	内容
① 延長保育料(月極利用)	【標準時間認定】 1 時間延長(18:31～19:30) 5,000 円 2 時間延長(18:31～20:30) 10,000 円
② 延長保育料(スポット利用)	【短時間認定】 (朝) 7:30～ 8:29 10分あたり 100円 (夕) 16:31～20:00 10分あたり 100円 (夕) 20:01～20:30 10分あたり 300円 【標準時間認定】 (夕) 18:31～20:00 10分あたり 100円 (夕) 20:01～20:30 10分あたり 300円
③ 夕食代 (補食代はかかりません)	月 極 利 用 4,000 円/月 (前月末日までにお申し込み下さい) スポット利用 300 円/1 食 (利用日の前日までにお申し込み下さい)
④ 2号認定に係る教材費	3歳以上児用個人教材 別紙参照
⑤ 共同購入品費	シール帳、帽子他 別紙参照
⑥ 卒園アルバム差額代	※1 3,000 円

支払い方法

①②③④⑤ 利用（購入）した月の翌月 26 日口座引落し

⑥ 3歳児クラスより毎年 5 月 26 日に 1,000 円口座引落し。
※1 但し、5 歳児から入園の場合 3,000 円、4 歳児から入園の場合 1,500 円。
(入園時の在園年数により異なります)

※ 共同購入品・個人教材の単価設定は、毎年各メーカーよりの見積もりに基づき算定しておりますが、一括発注の関係上、仕入金額と販売価格に多少の差異が生じる可能性があります。その場合の差額については、わおわお蒲田本町保育園への寄付金として会計処理をいたしますことをご了承ください。

5. 給食

	提供内容				(1日の摂取カロリー) 保育園での摂取割合
	午前おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(986 kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	(1380 kcal) 40%
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

◎ミルク「ほほえみ」(明治乳業)を提供しております。

◎午前おやつは牛乳のみ提供しております。

給食の提供は、専属栄養士の作成する献立のもと、すべて自園調理となります。

「食事を楽しみ合い、食を営む力を育てる」を基礎に食生活の基本的な習慣や態度を身につけたり、食を通して、感謝の気持ちを育み、人と関わる力を養いながら、豊かな心を育て、いのちの大切さを知り、自ら食材に関わり自律心を育むことを目標に食育をすすめています。

※ アレルギー対応について

当園は、「大田区児童福祉施設における食物アレルギー疾患緊急対応の手引き」に基づき、適切な対応をいたします。

- 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)」、「食物アレルギー対応票」を提出していただき、看護師・栄養士との面談の上、除去食対応させていただきます。(P15 参照)
- 除去食解除の際には、「除去解除届」を提出していただきます。
- ミルクは「ほほえみ」(明治)を使用しております。アレルギーなどで飲む事が出来ない場合は専用の物を持参して下さい。

6. 保護者の皆さまに用意していただくもの

※ 入園時にご用意していただくもの

- ① 児童原簿
- ② 児童健康台帳
- ③ 入園までの生活状況
- ④ 児童連絡票(お迎え確認用)
- ⑤ お子さまの健康保険証・乳幼児医療証のコピー
- ⑥ 母子手帳(出生時の状態がわかるページ・最終健診のページ)のコピー
- ⑦ 引き渡しカード(災害発生時用)
- ⑧ 個人情報同意書
- ⑨ 預金口座振替依頼書
- ⑩ スポーツ共済加入同意書
- ⑪ コット用シーツ(1歳児クラス以上)
- ⑫ 上履き(3歳児クラス以上。0～2歳児クラスは別紙・・・)

▶ 毎日持参していただくもの

持ち物	0～2歳	3歳	4歳	5歳	備考
歯ブラシ	別紙添付	○	○	○	毎日持ち帰り、熱湯消毒して下さい
コップ		○	○	○	同上
汚れ物入れ		○	○	○	25cm×35cm位(手持ち付き)
着替え		○	○	○	下着も含みます
タオルケット		○	○	○	上掛け用です。大判タオルなど

巾着袋に入れてください

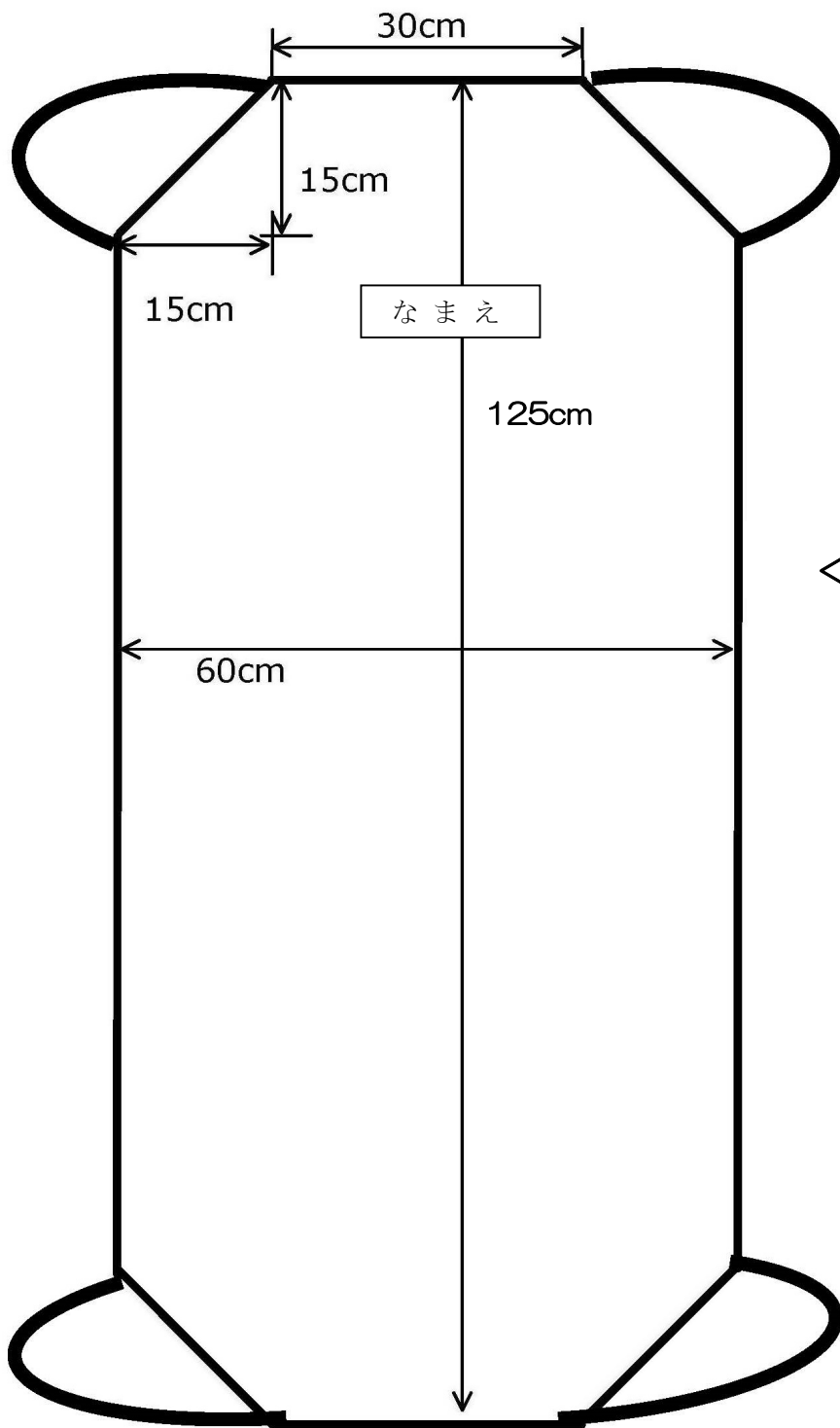
◎全ての持ち物には見やすい場所に記名をお願いします(上着、靴下、靴などにもわかりやすい場所にはっきりと記名して下さい)。

(記名がない場合は園で記入させていただく場合もございます)

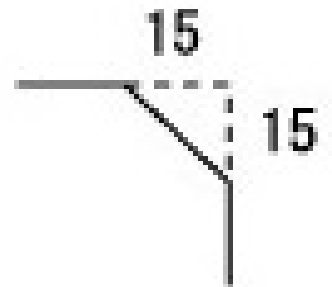
◎ひもや、フードなどのひっかけやすい服は避けるようにして下さい。

◎週末にはシーツ・タオルケット等を持ち帰り、洗濯して月曜日にお持ち下さい。

コット用シーツのサイズ



< 4隅の処理 >



①15cm×15cm の辺で
折り、縫い代をつくる。



②その縫い代に、ゴム
(22cm位)を縫い付ける。
★ゴムの巾は、1cm位

7. 登園・降園について

※ 登園

- ① 生活のリズムをつくるために、9:00までの登園にご協力ください。
- ② 37.5℃以上の発熱があり、体調がすぐれない場合は、登園を控えてください。
又解熱してすぐの登園は控え、ご家庭で様子を見てください。感染症が流行している時、症状が見られた場合は、必ず受診をしてください。集団生活ですので蔓延を防ぐ為にもご協力をお願いいたします。
- ③ 欠席の場合やいつもより登園が遅くなる場合は9:00までにコドモンでご連絡ください。
- ④ コドモンレコに QR コードをかざし、保護者または保育園に届け出ている方が付き添って、各保育室までお連れ下さい。必ず職員に声をかけてから、お子様をお預けください。
- ⑤ 健康状態、その他変わったことがある場合には受け入れ時にお知らせください。
- ⑥ 保護者の方が出張等で通常の勤務先にいないときは、その都度必ず連絡先をお知らせください。
- ⑦ 職員はシフト制で勤務しておりますので、登園時と降園時で保育士が違う場合が多くあります。
- ⑧ きょうだいでお子さまをお預けの方は危険防止のため、幼児(3～5歳児)を先にお部屋へお連れください。
- ⑨ 開園時間前は保育室準備時間となっておりますので保育所内には入所できませんので、ご了承ください。

※ 降園

- ① 保護者または保育園に届け出ている方がお迎えに来てください。小中学生の送迎は、事件・事故防止上、お断りしています。
- ② 上記の方がお迎えに来られない場合は、保護者の責任において「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にご連絡ください。尚、お引渡しの際には、ご本人確認をさせていただきます。連絡がない場合は、事故防止のため、代理の方にはお引渡しできませんので、ご理解願います。
- ③ 降園時間は QR コードをコドモンレコにかざした時間となります。保育短時間認定・保育標準時間認定とも、規定時間を過ぎた場合は延長保育の対象となりますのでご注意ください。
- ④ 降園の場合も必ず職員に声をかけてお帰りください。
- ⑤ 降園後の時間帯は、職員は施設内での保育に当たりますので、安全面・事故防止の観点から園庭・園庭遊具の使用は基本的に禁止とさせていただきます。
また、当時間帯でのけがや事故につきましては責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⑥ お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にコドモンでご連絡ください。
- ⑦ きょうだいでお子さまをお預けの方は、危険防止のため乳児(0～2歳児)のお迎えを先に願います。
- ⑧ 閉園時間を過ぎてのお迎えについては、理由如何に関わらず、別途追加料金をいただきます。(1,000円/10分)

※車での登降園について

- ① 車での登降園は原則としてお断りしています。
- ② 路上に駐車されますと近隣住民、住宅のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

※自転車での登降園について

- ① 駐輪場は、登降園時のみ一時的に利用できます。
決して置きっ放しになさらないようお願いします。
- ② 台数に限りがございますので、譲り合って利用ください。
- ③ 路上に駐輪されますと近隣住民、住宅のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

※玄関開錠について

- ① 適宜、暗証番号をお知らせいたしますので、玄関脇のテンキーにて開錠ください。

8. 保育園と保護者の皆さまとの連携について

保育は保護者とともにお子さまを育てる営みであり、お子さまの24時間の生活を視野に入れ、保護者の皆さまの気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。園からの情報配信は、コドモンアプリを利用し配信いたします。

- ① 園だより
 - ② クラスだより
 - ③ 保健だより
 - ④ 給食だより
 - ⑤ 連絡帳（コドモンアプリを利用します）
- ① ~④ 月1回配信

0~2歳児クラスは毎日、3歳以上児は、その日の活動内容を各クラスにて掲示させていただきます。
その他、必要なお知らせについては、随時ご連絡いたします。

9. 諸届けについて

- ① 住所、電話番号、就労先が変わったら『変更届』にご記入の上、提出して下さい。
- ② 保護者が変わったら親権者の変更など、お子様の養育をする人が変わったときは、すみやかにお知らせ下さい。
- ③ 送迎する人が当日に変更される場合は、電話でお知らせ下さい。その際に、お迎えに来られる方の名前をお伝えください。また、提出していただいている児童連絡票の送迎者欄に記載のない方につきましては、送迎時に身分証の(保険証・免許証等)ご提示をお願いしております。当園では、事故を防ぐために送迎する方の変更が確認できない場合やご連絡が無い場合は、お子さんが知っている方でもお渡しできませんのでご注意ください。
(前もって送迎者が変わることがわかっている時には、事前に児童連絡表に記入して下さい)

④ 退園・転園する場合

退園・転園をお決めになりましたら、必ず 1 ヶ月前にお知らせ下さい。

10. 健康診断・健康管理について

※ 健康診断

当園では、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 3 月東京都条例第 43 号）に規定する定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

- | | | |
|---------------|-----------|-------|
| ① 園児健康診断 | 0 歳児クラス | 月 1 回 |
| | 1 歳児クラス以上 | 年 2 回 |
| ② 歯科健診 | 全園児 | 年 2 回 |
| ③ 身体測定（身長・体重） | 全園児 | 月 1 回 |

※ 健康管理・病気のときの対応

- ① 乳児（0～2 歳児）は登園時・午睡時、3 歳児以上については、視診他状況に応じて随時、体温測定を行います。
- ② SIDS（乳幼児突然死症候群）予防のために、睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（プレスチェック）し、記録しています。（0 歳児クラス—5 分に 1 回、1-2 歳児クラス—10 分に 1 回）
- ③ 病気になった場合
 - 発熱（37.5℃以上）、下痢、嘔吐、発疹、痛みなどがみられた場合、顔色や動きなど総合的に判断し、熱がなくても、状況に応じて保護者に連絡しお迎えをお願いします。
- ④ 感染症にかかった場合
 - 感染症にかかった場合はすぐに休ませて下さい。また、治って登園するときには、「登園許可証明書（医師記載）」または「登園届（保護者記載）」が必要です。体調が悪い時は、無理に登園させずご家庭で安静に過ごして下さい。
 - 感染性胃腸炎がまん延した際は、園から区や保健所に報告しその後、個別に検体のご協力をいただく場合もあります。その際にご協力をお願い致します。
 - とびひは幼児期のお子様の場合、重症化することもありますので、医師の診断と適切な処置を施して下さい。適切な処置をされていない時は、感染防止の為、お預かりできない時もあります。
 - 水いぼについては、登園許可証明書は必要ありませんが、プール遊びにつきましては医師の診断が必要となります。
 - 登園許可証明書・登園届が必要な感染症については、27～28 ページの書式に記載してありますので、参照してください。

⑤ 園での与薬について

保育園での与薬は原則として行いません。但し、抗けいれん剤、心疾患用薬剤、

食物アレルギーの予防薬などの薬、発熱時のけいれん予防薬（ダイアップ坐剤）、食物アレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）など、外用薬については医師が処方した薬で、保育園にいる間にもどうしても外用する必要がある薬などは、特例として与薬いたします。（但し、日焼け止め・虫刺され予防の薬で基礎疾患の管理上必要な場合はご相談ください）

与薬が必要な場合は「与薬依頼書(保護者記載)」に「与薬に関する主治医意見書(医師記載)」を添えて、1回分のみを持参ください。

- 薬を入れた容器、袋にはお子様の組、氏名を記入してください。
- お子様の具合が悪くなった場合には、直ちに連絡いたしますので当日の保護者の連絡先を明確にして下さい。

⑥ 予防接種について

保育園での生活は集団生活です。異年齢のお子様がひとつの空間で一日を過ごしています。年間を通していろいろな感染症が流行しますが、予防接種はそういった集団生活の中で感染症から身を守り、健康で健やかに成長するために必要なことだと私たちは考えています。予防接種は義務ではなく任意で受けるものですが、各種の予防接種はできるかぎり接種して、お子様を感染症から守りましょう。

⑦ 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーのあるお子様、また疑われるお子様は必ず医師の診断を受け、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー） - 医師記載」「食物アレルギー対応票 - 保護者記載」を提出して下さい。医師の指導があり食品の除去、代替食などを必要とする場合には可能な限り対応します。

また、お子様の成長に合わせて症状が変わりますので、年に1回以上の検査をお願いしております。

- ミルクでアレルギーがある場合は専用のミルクをご持参下さい。

⑧ アタマジラミについて

季節に関係なく、清潔にしている場合でも発生することがあります。

かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気を付けて見てください。

帽子や衣類を介して感染します。

保育園でアタマジラミを見つけたら、集団発生を防ぐためお知らせしますので、駆除にご協力ください。

(1)少数の場合は探して取り除いたり、虫卵の付いた毛髪を切り取ります。

(2)シラミ専用の駆除薬（スミスリンシャンプー）が有効です。

⑨ 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、児童原簿に記載されている緊急連絡先にご連絡します。また、囑託医・主治医に相談する等の措置を講じます。保護者の皆さまと連絡がとれない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

園生活を楽しく過ごすためにご家庭では次のことに気をつけてください

- (1) 早寝、早起きを心がけ、生活のリズムを整えましょう
- (2) 朝食は毎日しっかり食べて登園しましょう
- (3) 食後の歯磨きと点検歯磨きを習慣にしましょう
- (4) 爪はこまめに切りましょう
- (5) 衣服や靴は、体に合ったサイズのものにしましょう

保育園という集団生活の中では、友だちとのケンカや衝突など、自分の思い通りにいかないことも、たくさん経験します。そんな葛藤を子どもなりに向き合いながら、お子さまは成長していきますので、保護者の方にはご理解をいただけるようお願いいたします。入園当初（初めての集団生活に入る為）は体調を崩したり、風邪を引きやすくなったりしますので看病のための休暇、お子様を看てくれる方の手立てをしておかれるとよいと思います。

11. 感染症対策について

感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。感染症予防のため、日々の保育室内外の衛生管理に努めます。

- ① 職員への健康教育や保健指導を積極的に行い保健意識向上に努めます。
- ② 感染症の発生や疑いがある場合には、職員間で情報共有すると共に、保護者の皆さまへは園内掲示にてお知らせいたします。
- ③ 感染症の疑いがある場合には、医務室で個別に保育し、二次感染防止に努めます。

12. 障がい児保育について

当園では東京都の「福祉のまちづくり条例」に適合した施設となっております。

東京都職員配置基準を遵守し、職員一同自己研鑽に努め共通理解を図ってまいります。

「職員」「保護者」「主治医」「地域の専門機関」との連携を密にし、お子さまが安心して生活できる保育環境となるよう十分配慮いたします。

13. 嘱託医

医療機関 蒲田小児科医院
院長名 高橋 礼子
所在地 東京都大田区蒲田 3-15-18
電話番号 03-3738-7084

14. 嘱託歯科医

医療機関 由井歯科医院
院長名 由井 樹
所在地 東京都大田区蒲田 4-43-12 クライム山本 201
電話番号 03-3738-5851

※ 緊急時における対応方法

保育中に利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡すると共に、当該子どものかかりつけの医療機関のほか近隣の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

救急隊	蒲田消防署	大田区蒲田本町 2-28-1	03-3735-0119
警察署	蒲田警察署	大田区蒲田本町 2-3-3	03-3731-0110

15. 一時集合場所、避難場所、避難所

- 一時集合場所 蒲田本町 1 丁目公園
- 避難場所 旧蒲田電車区周辺一帯
- 避難所 新宿小学校



16. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画をたて、防火・防災管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火・防災管理者	田中 麻美
消防計画届出年月日	蒲田消防署 令和2年4月1日
防災設備	消火器・火災報知器通報装置

避難訓練のねらい	○保育士がいざという時に慌てず、適切に行動できるようにする。 ○子どもに災害時の避難行動を繰り返し知らせ、身につけさせる。
避難訓練の内容 (毎月1回以上)	地震訓練 消火訓練 通報訓練 緊急避難訓練

17. 非常事態の発生時のお願い

1 大規模地震発生警戒宣言が発令された場合

- (1)警戒宣言が発令されると同時に解除が発令されるまで保育園は「休園」となります。
- (2)保育時間中に発令した場合は、園児は保護者の方に引き渡す事になります。警戒を知った時点で、直ちにお迎えをお願いします。
- (3)やむを得ずお迎えが遅れる場合、園児は保育園または予め決められた避難所でお預かりします。

2 保育時間中に大きな災害が発生した場合

- (1)原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- (2)災害の状況によっては、保護者の方へ連絡ができないことも考えられますので、情報入手次第、早急にお迎えをお願いします。
また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や震災時避難場所（地域防災拠点）・広域避難場所に移動することがあります。この場合は、保育園の入口に掲示します。又保育園で決めている避難場所を確認しておきましょう。
- (3)園児の引き渡しは「引渡しカード」に記載されている方にお引渡しいたします。

3 不審者侵入等の事件防止と対応

- (1)園児の安全確保を第一に、日頃から防犯訓練を実施しています。
- (2)保護者の方に確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。
万一の場合には、お迎えをお願いすることもあります。

尚、災害等非常事態の際、当園では「コドモン お知らせ配信」にて保護者の方へご連絡をさせていただきます。

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況が続きます。そのため、緊急時の通信手段について事前に確認し、準備しておくことが大切になります。

※ 「災害用ブロードバンド伝言板「web171」

災害等発生時、被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録が可能なサービスです。

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

【伝言の録音】パソコンや携帯電話などから <http://www.web171>.へアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録する。

【伝言の閲覧】 <http://www.web171>.へアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧する。

※ 「災害用伝言体験利用」

災害用以外にも、災害用伝言ダイヤル（171）「体験利用日」が設定されています。実際に災害が起きたとき活用できるように、この期間に体験しておきましょう。

災害用伝言 体験利用

【体験利用日】

- ・ 毎月1日及び15日（0：00～24：00）
- ・ 正月三が日（1月1日0：00～1月3日24：00）
- ・ 防災週間（8月30日9：00～9月5日17：00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日9：00～1月21日17：00）

【提供条件】

- ・ 伝言録音時間：30秒
- ・ 伝言保存期間：体験利用期間終了まで
- ・ 伝言蓄積数：20伝言

※「携帯電話各社による災害用伝言板サービス」

各携帯電話サービス会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供しています。

「災害用伝言板」とは震度 6 弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、被災地域にお住まいまたはご滞在中の方が、携帯電話やスマートフォンからご自身の状況を登録していただくことができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認していただける災害時専用のサービスです。各携帯電話サービス会社の登録方法を参照の上、手続きをしていただくことをお勧めいたします。

【各社登録方法掲載ページ】

docomo

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

au

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンク

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

Y!mobile

<https://www.ymobile.jp/service/dengon/>

上記以外につきましては、各携帯電話会社にお問い合わせください。

18. 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険／団体障害保険
保険金額	対人1名2億円まで／1事故10億円まで 対物1事故200万円まで

19. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園内外掲示
外部評価	実施方法：東京都福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：3年に1回 公表先：東京都福祉保健局ホームページ

20. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受付けております。玄関の入口にご意見箱を設置しています。

相談・苦情窓口	氏名	橋本 麻美
	電話番号	03-6715-8076
相談・苦情解決責任者	氏名	田中 麻美
	電話番号	03-6715-8076
第三者委員	岡崎 幸夫	TEL.03-3738-2209 大田区蒲田本町 1-1-3-1409
	藤井 ツヤ子	TEL090-9203-6385 大田区蒲田本町 1-1-4-710

21. 育児支援について

当園は、地域子育て支援の拠点として、園庭・施設解放、育児相談など、実施しています。

22. 虐待防止等の措置について

1 体制整備等

入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。

2 緊急時の対応

児童に不適切な養育の兆候が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律
その他関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

※ 保育園には、虐待が疑われる場合通報する義務があります。

年間行事予定

4月	入園式・進級式 内科健診 クラス懇談会	11月	内科健診 歯科健診 引き渡し訓練
5月		12月	生活発表会(3歳児以上)
6月	歯科健診		おたのしみ会
7月	プール開き 七夕 お泊り保育(5歳児)		おもちつき
8月		1月	地域交流(5歳)
9月	園外保育(3歳児以上)	2月	豆まき
		3月	ひな祭り クラス懇談会 お別れ遠足(5歳児)
10月	運動会 芋ほり		お別れ会(3歳児以上) 卒園式(4歳児以上)

※保育参観、保育参加、個人面談は随時お受けいたします。
この他、季節により行事が追加、変更になる場合があります。

～毎月の行事～ お誕生会・避難訓練

登園許可証明書

わおわお蒲田本町保育園園長

入所児童氏名

病 名 「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名 印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3 日を経過するまで）
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として 5 日を経過すること
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O 111等）		症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ～ 2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)		
<u>わおわお蒲田本町保育園施設長</u>		
		<u>入所児童名</u>
病名「 _____ 」と診断され、		
年	月	日
医療機関名「 _____ 」において		
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。		
<u>保護者名 印又はサイン</u>		

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 <small>かいよう</small> が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱してから1日経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと

与薬依頼書（保護者記載用）

令和 年 月 日

わおわお蒲田本町保育園園長

保護者名 _____

園児名 _____ 男・女(歳 か月)

連絡先(電話) _____

1. 主治医：	(_____)	病院・医院
連絡先（電話）：		
住 所		
2. 病 名：		
3. 持参した薬		
1) 薬品名：		
2) 剤 型：		
飲み薬： 散（粉末） ・ シロップ ・ 錠		
外用薬： 塗り薬 ・ 座薬 ・ その他（ _____ ）		
3) 使用方法（いつ、何時に、どんなときに、など、具体的に書いてください）		
4. 保管		
室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ _____ ）		
5. その他注意事項		

使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン						
与薬サイン						
使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン						
与薬サイン						

注) 使用日以下は保育園で記入

主治医殿

日頃、園児の健康管理にご協力賜り有難うございます。

さて、原則として与薬の代行は行っていませんが、時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性痙攣の予防に使用する薬剤など、やむを得ないものに限って与薬することとして
います。

つきましては、今般、保護者より与薬依頼書が提出されておりますので先生のご意見を戴きた
く以下の意見書に必要事項をご記入願います。

なお、抗菌剤を含めて感冒に対する与薬は認めておりませんのでご承知おき下さいますよう宜
しくお願い申し上げます。

.....切り取り線.....

与薬に関する主治医意見書

令和 年 月 日

園児名 _____ 男・女

平成・令和 年 月 日 生

医療機関名

主治医名 _____ 印.

1. 病名 :
2. 薬品名 :
3. 使用する目的及び使用法 薬品の効用及び使用目的 : 保育園で与薬を要する理由 : 使用法 :
4. その他特記事項

個人情報保護に関する方針

社会福祉法人わおわお福祉会ならびにわおわお蒲田本町保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報(特定の個人を識別することが出来る情報)に関する取り扱いについては、以下の方針で取り扱うものとします。

(個人情報の基本理念)

当保育園では、園児および保護者・家庭に関わる個人情報は『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者提供の制限)

当保育園では、『個人情報の保護に関する法律』第 23 条に規定されている下の各号に該当するとき以外は、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要な場合であり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼす恐れがあるとき。

(個人情報の管理)

当保育園では、園児の個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つように勤めるとともに、利用目的を失った個人情報は保管義務期間終了後に確実に消去するものといたします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

当保育園は、保護者が園児および保護者・家庭に関わる個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める場合には、その権利を有していることを確認し、法令に従い速やかに対応するものといたします。

(個人情報の安全管理措置)

当保育園では、『個人情報保護に関する基本方針』を実行するために、個人情報保護担当者(施設長)を設置し、個人情報保護法その他関連する法律等を遵守し、管理責任者のもとで厳重なセキュリティ対策を実施し、園内研修や職員会議等で職員に周知徹底させ、適切に個人情報を管理してまいります。また、法人役員ならびに職員やその他関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守いたします。業務委託を行う場合は、委託契約に安全管理措置の内容を契約に盛り込むことといたします。

(個人情報の使用)

当保育園は、当園発行のパンフレット、ホームページ、SNS(インスタグラム)等への個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合理的な方法、範囲で対応します。

別紙 2号認定に係る教材費 及び 共同購入品費

2024年度(令和6年度) 販売価格表 蒲田本町園			
共同購入品			
品名	仕様	対象年齢・カラー・サイズ	単価
通園かばん	ワマーク入	全園児対象	5,100
シール帳セット		3歳児以上	620
メッシュカラー帽子	涼感フラップ付	黄緑色・オレンジ色・赤色・水色・藤色	1,250
Tシャツ	ワマーク入	90・100・110・120・130・140	1,820
トレーナー	ワマーク入	90・100・110・120・130・140	2,790
午睡用シート		1歳児以上	1,500
個人教材			
品名		対象年齢	単価
① お道具箱		3歳児以上	780
② ねんど			390
③ ねんどケース			460
④ ねんど板			400
⑤ じゅうが帳			242
⑥ のり			260
⑦ クレヨン			590
⑧ フラットファイル			80
⑨ 3歳児用セット(①～⑧)			3,202
⑩ はさみ(右利き用・左利き用)		4歳児以上より使用	430
⑪ のり補充		容器を購入した方のみ	110



ひよこ組のお知らせ

<持ち物>

- ・ 食事用エプロン 2枚（食事・おやつ用）
- ・ 口拭きタオル 2枚（食事・おやつ用）
- ・ タオル 2～3枚（ミルク用）



**【 夕食、補食を申し込まれるお子さんはエプロン・口拭き
タオルがもう1枚ずつ必要になります】**

- ・ 汚れもの入れ
- ・ 着替え（下着も含む）
- ・ スtock用とし、上記(着替え)を1セット
- ・ おむつ・おしりふき（手ぶら登園ご契約の方は不要です）
- ・ 帽子
- ・ 靴下
- ・ 午睡用タオルケット
（午睡用シーツは、ひよこ組に限り園にて貸出しいたします）
- ・ 靴（随時、お声掛けさせていただきます）



**※ 靴下など小さなものにも記名をお願いいたします。
（おむつ・おしりふきにも名前を書いて下さい）**



りす組のお知らせ



<持ち物>

- ・ 食事用エプロン 2枚（食事・おやつ用）
- ・ 口拭きタオル 2枚（食事・おやつ用）

**【 夕食、補食を申し込まれるお子さんはエプロン・口拭き
タオルがもう1枚ずつ必要になります】**

- ・ 汚れもの入れ
- ・ 着替え（上着・ズボン・肌着 1セット）
- ・ スtock用として 上記(着替え)を 3セット
- ・ カラー帽子（黄緑）
- ・ 靴下
- ・ 午睡用シーツ、タオルケット
- ・ おむつ・おしりふき（手ぶら登園ご契約の方は不要です）
- ・ 避難靴（園庭でも使用します）



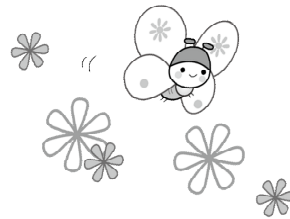
**※ 靴下など小さなものにも記名をお願いいたします。
（おむつ・おしりふきにも名前を書いて下さい）**



うさぎ組のお知らせ

<持ち物>

- ・ 食事前エプロン 2枚 (食事・おやつ用)
- ・ 口拭きタオル 2枚 (食事・おやつ用)



**【夕食、補食を申し込まれるお子さんはエプロン・口拭き
タオルがもう1枚ずつ必要になります】**

- ・ コップ (うがい用)
 - ・ 歯ブラシ
- } 様子に合わせて開始時期をお伝えします。

- ・ 汚れもの入れ
- ・ 着替え (上着・ズボン・肌着 各1~2枚)
- ・ おむつ・おしりふき (手ぶら登園をご契約の方は不要です)
- ・ カラー帽子 (藤色)
- ・ 靴下
- ・ 午睡用シーツ、タオルケット
- ・ 避難靴 (園庭でも使用します)



**※ 靴下など小さなものにも記名をお願いいたします。
(おむつ・おしりふきにも名前を書いて下さい)**